

平成27年(2015年)福岡県産業連関表作成の概要

1 取引基本表の基本フレーム

(1) 対象期間及び記録の時点

平成27年(2015年)1月から12月までの1年間における県内での財・サービス(商品)の生産活動や取引を対象とした。

また、原則として、生産活動及び取引が実際に行われた時点で記録する「発生主義」を採った。

(2) 評価方法

ア 取引活動の大きさは、金額で評価した。

イ 県内取引については、実際に取引された価格(実際価格)に基づく評価である。

ウ 輸出入品の価格評価は、普通貿易の輸入品はCIF価格、普通貿易の輸出品はFOB価格による評価である。

「CIF(cost insurance and freight)価格」とは、我が国に至るまでの国際貨物運賃及び保険料が含まれた価格(輸入時点の価格)を意味する。「FOB(free on board)価格」とは、国内の工場から輸出するための空港・港湾に至るまでの国内流通に要した商業マージン及び国内貨物運賃を含んだ価格(輸出時点の価格)を意味する。つまり、輸出入とも、いわゆる「水際」の価格で評価した。

(3) 取引基本表の基本構造

ア 取引基本表は、[行]商品×[列]アクティビティ(又は商品)の表として作成した。

イ 平成23年(2011年)表と同様、生産者価格評価表を作成した。

ウ 実際に取引される額の大きさを的確に表すため、各取引額は消費税を含めた額で表しており、その納税額については、粗付加価値部門の間接税に含めた。

エ 移輸入に関する表章上の取扱いについては、平成23年(2011年)表と同様、「地域内競争移輸入型」とした。

産業連関表の形式には、移輸入品の取扱い方によって、競争移輸入型と非競争移輸入型とがある。

競争移輸入型とは、同じ種類の商品について、県産品と移輸入品との区別を行わず、一括して扱うものである。この方法は経済構造の実態把握面で若干の弱さはあるが、投入係数が安定的であることなど経済予測や経済計画に適している。

これに対し、非競争移輸入型は、同じ種類の商品であっても、県産品と移輸入品を区別して扱う方式である。この方法は、移輸入構造が明らかにされる長所があるが、投入係数の安定性からは難がある。

(4) 部門分類

ア 基本分類及び統合分類

基本分類は、[行]436部門×[列]355部門とした。

統合分類は、この基本分類に基づき、活動内容が類似した分類を統合したものであり、統合小分類(182部門)、統合中分類(106部門)及び統合大分類(39部門)を設けた。また、取引基本表を1枚の紙で表すことを目的として、統合大分類を更に集約した分類として13部門分類を設けた。

イ 最終需要部門と粗付加価値部門

国と同様、県民経済計算と整合性のとれた分類とした。

ただし、投入係数の安定性などの観点から、「家計外消費支出」を最終需要部門及び粗付加価値

部門に設定している。また、輸入品を県産品と同一水準で評価し、各取引額を明らかにするために、関税及び輸入品商品税を粗付加価値部門ではなく、最終需要部門(移輸入計の一部)に設定した。

2 平成27年(2015年)表部門の概念

国と同様の概念を採用した。以下は、総務省発行の「平成27年(2015年)産業連関表―総合解説編―」の「第8章 部門分類表」及び「第9章 部門別概念・定義・範囲」を参考にまとめたものである。

(1) 内生部門

① 農業

耕種農業、畜産、農業サービスからなり、日本標準産業分類の中分類 01「農業」の生産活動にほぼ一致するが、きのご類の栽培は除く(林業に含まれる)。

a 耕種農業

穀類、いも・豆類、野菜、果物、その他の食用作物、非食用作物からなる。

農家による自家消費分、くず米、稲わら等の副産物、果実等の植物成長も生産額に計上する。

b 畜産

酪農、肉用牛、豚、鶏卵、肉鶏、その他の畜産からなり、乳子牛の成長増加やきゅう肥等の副産物も生産額に計上する。

c 農業サービス

日本標準産業分類の細分類7411「獣医業」の活動と、小分類013「農業サービス業(園芸サービス業を除く)」の活動を範囲とする。

② 林業

育林、素材、特用林産物(狩猟業を含む。)からなり、日本標準産業分類の中分類 02「林業」の生産活動にほぼ一致するが、中分類 01「農業」の生産活動のうち、きのご類の栽培は林業に含まれる。

a 育林

日本標準産業分類の細分類0211「育林業」、0241「育林サービス業」及び0243「山林種苗生産サービス業」の活動を範囲とする。

なお、造林用苗木は中間生産物であるが、この部門の生産物に含める。

b 素材

日本標準産業分類の細分類0221「素材生産業」及び0242「素材生産サービス業」の活動を範囲とする。

c 特用林産物(狩猟業を含む。)

日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業(きのご類の栽培を含む)」のうち栽培きのごの生産活動、0231「製薪炭業」、0239「その他の特用林産物生産業(きのご類の栽培を除く)」、0249「その他の林業サービス業」及び0299「その他の林業」の生産活動を範囲とする。

③ 漁業

海面漁業、内水面漁業からなり、日本標準産業分類の大分類B「漁業」の生産活動とほぼ一致する。

④ 鉱業

石炭・原油・天然ガス、砂利・砕石、その他の鉱物からなり、日本標準産業分類の大分類C「鉱業、採石業、砂利採取業」及び細分類2181「砕石製造業」の生産活動を範囲とする。

⑤ 製造業

日本標準産業分類の大分類E「製造業」を主体とし、大分類I「卸売業、小売業」における製造小売のうち製造活動分も含まれる。

⑥ 建設

a 建築

木造、非木造及び住宅用、非住宅用に区分し、新築、増築、改築工事を範囲とする。

b 建設補修

建築物(住宅及び非住宅)及び土木建設物(鉄道軌道、電力、電気通信、上・工業用水道、ガスタンク、駐車場及びゴルフ場等の施設)に関する経常的補修工事を範囲とし、その生産物は、建築補修及び土木補修である。ただし、1)本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、2)公共事業に関する維持・補修工事、災害復旧工事、及び3)鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含める。

c 公共事業

新設工事のほか維持・補修工事を含む。

d その他の土木建設

公共事業以外の土木建設工事で、取替補修工事も含める。

⑦ 電力・ガス・熱供給

a 電力

日本標準産業分類の小分類331「電気業」の活動を範囲とする。

b ガス・熱供給

日本標準産業分類の小分類341「ガス業」及び小分類351「熱供給業」の活動を範囲とする。

⑧ 水道

日本標準産業分類の小分類361「上水道業」(船舶給水業を除く。)、小分類362「工業用水道業」及び小分類363「下水道業」の活動を範囲とする。

⑨ 廃棄物処理

日本標準産業分類の小分類881「一般廃棄物処理業」、882「産業廃棄物処理業」及び889「その他の廃棄物処理業」の活動を範囲とする。

⑩ 商業

卸売、小売からなり、日本標準産業分類の大分類I「卸売業、小売業」の生産活動とほぼ一致するが、小分類536「再生資源卸売業」の活動は除く(再生資源回収・加工処理に含まれる)。ただし、製造小売業のうちの製造活動部分は本部門の活動に含めずにそれぞれの「製造業」部門に含める。

商業では、商品の流通に伴って付加された商業マージンをもって生産額とする。

⑪ 金融・保険

a 金融

日本標準産業分類の小分類621「中央銀行」、622「銀行(中央銀行を除く)」、631「中小企業等金融業」、632「農林水産金融業」、641「貸金業」、643「クレジットカード業、割賦金融業」、649「その他の非預金信用機関」、651「金融商品取引業」、652「商品先物取引業、商品投資顧問業」、661「補助的金融業、金融附帯業」、662「信託業」及び663「金融代理業」の活動を範囲とする。

b 保険

日本標準産業分類の中分類67「保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)」の活動と、小分類851「社会保険事業団体」のうち社会保障基金に該当しない活動を範囲とする。

⑫ 不動産

a 不動産仲介・管理業

日本標準産業分類の小分類681「建物売買業, 土地売買業」、682「不動産代理業・仲介業」、693「駐車場業」のうち所有者の委託を受けて行う自動車の保管を目的とする駐車場の管理運営及び694「不動産管理業」の活動を範囲とする。

b 不動産賃貸業

日本標準産業分類の小分類691「不動産賃貸業(貸家業, 貸間業を除く)」のうち細分類6912「土地賃貸業」を除く活動及び小分類693「駐車場業」のうち自動車の保管を目的とする駐車場業の活動(所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を除く。)を範囲とする。

c 住宅賃貸料

日本標準産業分類の小分類692「貸家業, 貸間業」の活動を範囲とする。

d 住宅賃貸料(帰属家賃)

持家に居住する者が、自らに対して住宅賃貸業を営んでいるとみなした活動であり、家賃の受払を伴わない持家等の使用によって生ずるサービスを範囲とする。

なお、企業が所有する給与住宅・寮等についても、市場価格と実際に支払われた家賃の差額分を本部門に含める。

⑬ 運輸・郵便

a 鉄道輸送

日本標準産業分類の小分類421「鉄道業」の活動を範囲とする。

なお、鉄道業の行う鉄道輸送以外の事業及び車両修理兼業部門は、アクティビティに従って、それぞれの部門に格付けされる。

b 道路輸送(自家輸送を除く。)

バス、ハイヤー・タクシー、道路貨物輸送(自家輸送を除く。)からなる。

c 自家輸送

自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して人・貨物の輸送(マイカー輸送を除く。)を行う活動を範囲とする。

d 水運

外洋輸送、沿海・内水面輸送、港湾輸送からなる。

e 航空輸送

日本標準産業分類の小分類461「航空運送業」及び462「航空機使用業(航空運送業を除く)」の活動を範囲とする。

f 貨物利用運送

日本標準産業分類の小分類444「集配利用運送業」及び小分類482「貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)」の活動を範囲とする。

g 倉庫

日本標準産業分類の小分類471「倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)」、472「冷蔵倉庫業」及び協同組合倉庫の活動を範囲とする。

h 運輸附帯サービス

こん包、道路輸送施設提供、水運施設管理、水運附帯サービス、航空施設管理、航空附帯サービス、旅行・その他の運輸附帯サービスからなる。

i 郵便・信書便

日本標準産業分類の小分類491「郵便業(信書便事業を含む)」の活動、861「郵便局」及び862「郵便局受託業」のうち、郵便に係る活動を範囲とする。

⑭ 情報通信

a 通信

固定電気通信、移動電気通信、電気通信に附帯するサービスからなる。

なお、官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の自営の電信、電話等は本部門に含めない。

b 放送

公共放送・民間放送、有線放送からなる。

c 情報サービス

日本標準産業分類の小分類391「ソフトウェア業」及び392「情報処理・提供サービス業」の活動を範囲とする。国立研究開発法人科学技術振興機構の文献情報提供勘定、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の活動を含む。

d インターネット附随サービス

日本標準産業分類の小分類401「インターネット附随サービス業」の活動及び小分類371「固定電気通信業」のうちサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスに係る活動を範囲とする。

e 映像・音声・文字情報制作

映像・音声・文字情報制作業、新聞、出版からなる。

⑮ 公務

中央政府・地方政府関係の非市場生産者(一般政府)から「準公務」及び「社会保障基金」に格付けされる各部門を除いたもので、おおむね日本標準産業分類の中分類97「国家公務」及び98「地方公務」の範囲である。

⑯ 教育・研究

a 教育

学校教育、社会教育・その他の教育からなる。

b 研究

学術研究機関、企業内研究開発からなる。

⑰ 医療・福祉

医療、保健衛生、社会保険・社会福祉、介護からなる。

⑱ 他に分類されない会員制団体

会員制企業団体、対家計民間非営利団体(別掲を除く。)からなる。

⑲ 対事業所サービス

物品賃貸サービス、広告、自動車整備・機械修理、その他の対事業所サービスからなる。

⑳ 対個人サービス

宿泊業、飲食サービス、洗濯・理容・美容・浴場業、娯楽サービス、その他の対個人サービスからなる。

⑳ 事務用品

事務用品については、該当品目数が多く生産活動毎にその構成が大きく変化するものではないことから、分析面を考慮して、本部門を仮設部門として一括計上している。

㉑ 分類不明

他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とする。

なお、本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

(注)産業分類は、日本標準産業分類(平成25年(2013年)改定)による。

(2) 最終需要部門

産業連関表における最終需要部門は、家計外消費支出(列)、民間消費支出、一般政府消費支出、一般政府消費支出(社会資本等減耗分)、県内総固定資本形成、在庫純増及び移輸出入からなる。

これらの最終需要合計から移輸入を控除し、さらに家計外消費支出を差し引くと県民経済計算における県内総生産(支出側)の概念とおおむね一致する。

① 家計外消費支出(列)

いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出である。詳細は、粗付加価値部門の家計外消費支出(行)を参照のこと。

② 民間消費支出

a 家計消費支出

家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額(中古品と屑)を控除し、海外から受取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額の全てを消費支出として計上する。また、医療及び介護については、家計の負担分のみ計上する。

b 対家計民間非営利団体消費支出

対家計民間非営利サービス団体が経済的に意味のない価格で提供する財、サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、非市場生産者(対家計民間非営利団体)により供給されるサービスの生産額(生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成(研究・開発)を差し引いたものに等しい。

③ 一般政府消費支出

中央・地方政府に分類される非市場生産者(一般政府)により供給されるサービスの生産額(サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成(研究・開発)を差し引いたもの、つまり中央・地方政府のサービスの自己消費額に等しい。(家計への教科書用図書(現物給付)、医療の保険給付等も含まれる。)

集合的消費支出は、外交・防衛・議会・警察などの社会全体に対するサービス、個別的消費支出は、教育・保健衛生などの個人に対する財・サービスである。

④ 一般政府消費支出(社会資本等減耗分)

中央・地方政府が経済的に意味のない価格で提供する財・サービス(③の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。

⑤ 県内総固定資本形成

資本形成を行う主体は、非市場生産者(一般政府)及び公的企業による「公的」と、市場生産者(公的企業を除く。)及び非市場生産者(対家計民間非営利団体)による「民間」に分かれる。県内における建設物、機械、装置、知的財産生産物(研究・開発、ソフトウェアを含む)等の固定資産の取得(購入、固定資産の振替等)からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン、仲介手数料等の直接費用が含まれる。

生産過程から産出された資産に限定されるため、のれん代などの非生産資産は含まない。

土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含まないが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。

固定資産として規定する資本財の範囲は、1年超にわたり、生産に繰り返しいあるいは継続的に使用されるものとする。ただし、作業に用いる手工具等のように安価かつ安定的に購入されるものについては、経常取引とみなし、固定資本形成には含めない。

⑥ 在庫純増

生産者製品在庫純増、半製品・仕掛品在庫純増、流通在庫純増、原材料在庫純増からなり、在庫品の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものを計上している。

対象年次の活動において、商業部門が仕入れた商品のうち、販売されなかったものは「流通在庫」として、対象年次に購入された原材料のうち、その年に使用されなかったものは「原材料在庫」として、それぞれその商品(原材料)が本来属する行部門(販売又は出荷前の部門)に計上されるが、いずれも工場出荷後の流通過程を経てからの在庫であることから、これらにかかる商業・運輸マージンは商業部門、運輸部門の在庫純増として計上される。

⑦ 移輸出・移輸入

移輸出は、県内に所在する事業所又は個人が、県外(国外を含む。以下同じ。)の事業所又は個人に対して行った財・サービスの移輸出である。この場合、県外産品が本県を通過して県外に出て行ったもの、いわゆる再移輸出品は含まない。

ただし、再移輸出に係る県内商業及び県内運輸業の商業マージン・運賃分は各々の生産額に含まれ、マージンの移輸出とする。

なお、県外居住者による県内消費(例えば県外観光客の消費)は移輸出として取り扱うが、要素所得(雇用者報酬等)の取引は移輸出に含めない。

移輸入は、移輸出の逆であり、県外で生産された財・サービスが県内に搬入、消費されたものである。

(3) 粗付加価値部門

家計外消費支出(行)、雇用者所得、営業余剰、資本減耗引当、資本減耗引当(社会資本等減耗分)、間接税(関税・輸入品商品税を除く。)、(控除)経常補助金からなる。

これらの粗付加価値合計から家計外消費支出を差し引いたものが、県民経済計算における県内総生産(生産側)の概念とおおむね一致する。

① 家計外消費支出(行)

いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費(他の粗付加価値部門に計上されるものを除く。)、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分(主として、宿泊と日当)を範囲とする。

② 雇用者所得

県内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物の一切の所得(雇用主の支払ベース)である。常用労働者賃金(議員歳費を含む)、臨時・日雇労働者賃金、役員俸給、役員賞与、社会保険料(雇用主負担)、退職年金等の掛金及び支給額、退職一時金の支給額、現物給与、給与住宅差額家賃等により構成される。

なお、自営業主の所得は営業余剰に含める。

③ 営業余剰

粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税(間接税－補助金)を控除したものを範囲とする。

なお、非市場生産者(一般政府)及び非市場生産者(対家計民間非営利団体)の県内生産額は、生産コスト(経費総額)に等しいと定義されているため、その営業余剰は、発生しない。

④ 資本減耗引当

固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の磨耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。ただし、東日本大震災のような稀な大災害に対する損失は、産業連関表の対象としていない。

⑤ 資本減耗引当(社会資本等減耗分)

一般政府の保有する固定資産について、その価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用であり、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。

⑥ 間接税(関税・輸入品商品税を除く。)

財、サービスの生産、販売、購入、又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含める。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として計上する。

国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では地方たばこ税、固定資産税等が、税外負担では、印紙収入等が、間接税に相当する。

⑦ (控除)経常補助金

一般的に、①非市場生産者(一般政府)から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。